**別　表２**

　受領委任の取扱いの再開

それぞれの状況に応じて**定期的な確認**を行い、受療状況や請求状況が改善されるなど、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に**確認する必要がないと考えられる場合**においては、当該患者と償還払いへの変更を通知した施術所に対し**「受領委任払い再開通知」**を送付いたします。

**〇改善状況の確認のめやす**

＜申請状況の確認＞

・患者類型①、②、④に該当しない状況が２月以上続いている

・患者類型③に該当する者が、保険者からの照会に理解を示し、遅延なく

回答が行われている

・患者類型⑤に該当しない状況が、５月以上続いている

　　柔道整復療養費の支給要件と受領委任払いについての理解がされ、今後の患者照会への回答を遅延なく提出すること等について、約束を行う**「同意書」等の取り交わし**を行ない、**受領委任払いの再開を認める**こととします。